

これからの介護保険

～ わたしたちにできること ～



介護保険のしくみ

～ みんなで支え合う制度です ～



● 介護の日

厚生労働省において、「介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に關し、国民への啓発を重点的に実施するための日」として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。

※平成20年7月27日の「福祉人材フォーラム」において、厚生労働大臣より発表されました。

● 介護保険の概要

● 介護保険の目的

介護保険は、主に高齢が原因で入浴・排泄・食事などの介護、訓練、看護、療養上の管理などの医療が必要な人に対して、福祉のサービスを提供する制度として、支え合い・助け合いの理念に基づき、平成12年4月に創設されました。特に介護などが必要な人の意思に耳を傾け、個々の能力に応じて自立した日常生活ができるようお手伝いすることを基本的な理念と目的とした制度です。

● 介護のサービス

介護サービスは、介護が必要な状態の悪化防止に役立つように、医療との

平成12年に介護保険制度が始まり、今日までにたびたび改正され、少しずつですが高齢化社会に対応した制度になりつつあります。しかし、まだ介護の現場との隔たりがあり、介護で働く人やご家族からは、「もつと実情に沿った制度にしてほしい」「介護で働く人の処遇を改善してほしい」「介護サービスへの負担が多いので費用を安くしてほしい」「現場や家族の苦勞を理解してほしい」など、厳しい意見があります。本市でも例外ではなく、近年の高齢者率の上昇、核家族化や高齢者世帯での介護者不在などまだまだ取り組むべき問題は少なくありません。

介護サービスには、多額の費用を必要とします。高齢者人口が増える割合よりも介護サービスを受ける人やサービス費用が増えれば、保険料の値上げをしなければなりません。介護保険料の値上げは直接高齢者の生活に打撃を与えてしまいます。しかし、高齢化の波は確実に本市にも押し寄せてきています。行政ができること、家族ができること、介護に携わる企業ができること、もう一度見つめ直すことが、高齢者だけではなく市民の皆さんが「住み慣れた地域の中で、その人らしく心豊かに暮らすことができるまち」の実現に近づくこととなります。

連携に配慮して行なわれます。心身の状況や環境などに応じ、できる限り自分の住まいで、自立した日常生活を営むことができるように設定されています。

※介護のサービスを受けるためには、申請を行ない、介護の認定を受ける必要があります。

● 本市の状況

本市の65歳以上の人口は、平成21年10月時点では1万802人、高齢化率は20.0%です。全国平均の22.1%、熊本県平均の25.1%より下回りますが、高齢者数は着実に増加しています。また、介護が必要となる割合が一段と高くなる75歳以上は人口の1割近くを占めています。

● 介護保険料

介護保険のサービスには、代表的なもので、自宅に訪問して炊事や洗濯などの身の回りのお世話をする訪問介護や施設に通って食事や入浴などの日常生活上の支援、運動機能向上の支援を日帰りで行なうサービスなどがあります。

これらのサービスは、本人負担が1割で利用ができます。残りの9割の半分を国や県や市が負担する公費、3割を40歳から64歳までの人が医療保険と一緒に世帯主が負担する保険料、残りの

● 行政がやるべきこと

65歳以上のほとんどの人は、まさに元気な高齢者であり、豊富な経験と知恵を兼ね備えた貴重な人材です。

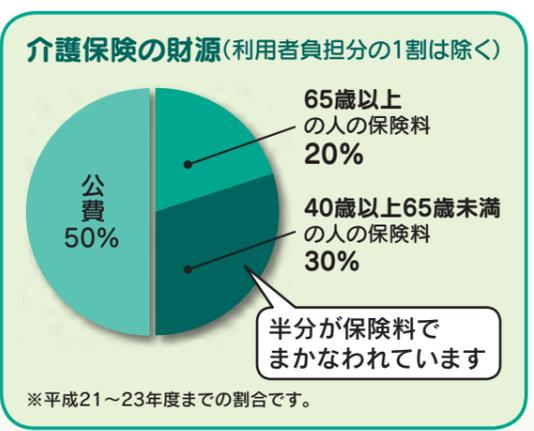
今日の本市の発展に力を尽くしてきたが、全国でも住みよいまちの一つとして成長できたことは、皆さんの力なしには成し得ませんでした。これからも本市の発展のために、お力を借りなければなりません。また介護が必要になった場合には、自立した生活ができるように、行政・企業・市民それぞれが敬意をもってお手伝いできる環境を整備することが本市の目標です。

高齢者実態調査によると、介護が必要となったときの希望として、在宅要介護者の4分の3、一般高齢者の半数以上が「可能な限り自宅で介護を受けたい」と回答しています。このため、高齢者が住み慣れた地域で生活し、たとえ介護が必要になっても、在宅生活を継続できるように居宅サービスの基盤整備を行ないたいです。また、核家族や高齢者世帯での介護者不在による対応として、地域に根付いた介護サービス(小規模多機能型居宅介護サービス)や認知症になられた人でも安心して生活できる体制(認知症対応型共同生活介護サービス)の整備を進めます。

元気な高齢者の皆さんには、介護が必要にならないように心と体のケアに重点を置いて、下記のようなサービスを行なっていきます。

2割を65歳以上の人が個別に負担する保険料でまかなわれています。この割合は全国共通ですが、保険料の金額は自治体ごとに違います。これは、各自治体で高齢者人口や介護サービス利用の総額が違うためです。

65歳以上の人が負担する保険料は、介護保険のサービスを使った費用の2割を65歳以上の人口で割って計算します。この計算式を用いると本市での、一カ月の65歳以上の人の保険料は、4,700円となります。この金額を基本額として、本人や世帯の前年の所得により段階を分けて保険料を決定します。



本市の介護保険の詳細については、合志市役所および各支所にパンフレットを用意していますので、そちらをご覧ください。

いつまでも健康で、寝たきりにならず、元気に暮らしたいと思いませんか？
そのために介護予防事業を行なっています！

①通所型介護予防事業「弁天元気クラブ」
週1回3カ月間、ユー・パレス弁天にて温泉を利用しながら、健康チェック、運動、栄養やお口の健康のお話、レクリエーションをやっています。

②脳いきいき教室
認知症の正しい知識を身につけ、自ら認知症を予防するための方法を学んでいただく教室です。

③転倒予防健康教室
身体測定、骨密度測定、ストレッチ体操やお口の体操、筋力トレーニングなどの実践を織り交ぜ、転倒予防について学びます。

④高齢者の健康に関するお話(教室)
専門機器を使った歩行バランス測定や骨密度測定を行ない、健康な体づくり、骨折しない生活スタイルなどのお話をしています。

⑤さわやかデイサービス閉じこもり予防事業
一人暮らし・閉じこもりがちの高齢者の集いの場をもうけ、仲間づくりや健康学習、レクリエーションなどを通じて、閉じこもり・認知症の予防を図る事業です。

※各サービスごとに受講できる対象者の要件があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先
高齢者支援課
包括支援センター班(西合志庁舎)
☎(242)1124